

十九番 宮沢 良一 君
二十一番 森田 治男 君
二十三番 田村 市郎 君

二十番 指田 保雄 君
二十二番 村尾 栄次 君
二十四番 関 米吉 君

一 欠席議員は次のとおりである。

一 欠員は次のとおりである。

な 平 六 月 二十日 市議会議員選挙第二回市議会議員選挙開票結果

第二回市議会議員選挙

会費補助金（第八号）

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議事局長 井上 久男 君

議事係長 島田 幸治 君

臨事速記事務補佐員 川久保 反子 君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 田村 匡雄 君

助役 古谷 徳男 君

収入役 高水 永君

教育長 森田 猛 君

企画財政部長 内田 和雄 君

総務部長 浅見 裕康 君

市民部長 古谷 正夫 君

福祉部長 生子 国利 君

建設部長 森田 進 君

教育次長 須崎 進 君

監査委員 小野 光朗 君

選挙管理委員会事務局局長 篠崎 寛 君

開票日 六月二十日（木）午後十時

一 本日の議事日程は次のとおりである。

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 六月二十日（木） 午前十時

日程第一 請願書の一部削除及び訂正願いについて

日程第二 議案第四十二号 福生市行政改革審議会条例（審査報告）

日程第三 議案第四十三号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第四 議案第四十四号 昭和六十年年度福生市一般会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第五 議案第四十五号 昭和六十年年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第六 議案第四十六号 昭和六十年年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第七 議案第六十三号 市道路線の廃止について（審査報告）

日程第八 議案第六十六号 福生本町排水区S-六十その一工事請負契約

日程第九 議案第六十七号 西住宅地区周辺排水路（推進部）その三工事請負契約

日程第十 閉会中の継続審査申し出について

日程第十一 特定事件の継続調査について

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 六月二十日（木）午前十時

日程第一 請願書の一部削除及び訂正願いについて

日程第二 議案第四十二号 福生市行政改革審議会条例

日程第三 議案第四十三号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第四十四号 昭和六十年年度福生市一般会計補正予算（第一号）

（審査報告）

日程第五 議案第四十五号 昭和六十年年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一

号）

日程第六 議案第四十六号 昭和六十年年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）

（審査報告）

日程第七 議案第四十七号 福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）

日程第八 議案第四十八号 福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）

午前十時 開議

○議長（森田治男君） おはようございます。ただいまから昭和六十年第二回福生市

議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（森田治男君） この際、報告事項がありますので、事務局長として沼船の報

告をいたします。

（井上議事事務局長報告）

一 追加議案下の送付について（別添参照）

二 請願書の一部削除及び訂正願いについて（別添参照）

○議長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（森田治男君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討さ

れておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 指田保雄君 登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君） おはようございます。御指名をいただきましたので、ま

○十八日に開催いたしました議会運営委員会の結果について御報告いたします。
まず日程でございますが、新たに議案が二件追加されましたので、本日の日程に入れま
した。

次に日程の順序でございますが、お手元に御配付のとおり、請願書の一部削除及
び訂正願いの冒頭にお願ひし、次に各委員長から提出されました審査報告をお
願ひし、その後追加された議案をお願ひすることといたしました。

新たに追加された議案の取り扱ひでございますが、二件とも慎重に審査の上、即決
をお願ひすることといたしました。

次に全員協議会でございますが、理事の方から申し入れと議会側としても予定が
ありますので、本日の本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に終了いたしますよう、議員各位の御協力
をお願ひして、報告いたします。

○議長(森田治男君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めます
ので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森田治男君) これより日程に入ります。

日程第一請願書の一部削除及び訂正願ひについてを議題といたします。

本件は、目下建設委員会において付託審査中となっております。請願第六十一

号すべての合成洗剤をなくし安全な石けんの普及に関する請願書について、請願
代表者より一部削除及び訂正願ひが提出されたものであります。

本件は願ひ出のとおり承認することと御異議ありませんか。

(異議なしと仰る者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって本件は、願ひ出のとおり承認す
ることと決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第二議案第四十二号 福生市行政改革審議会

各事例を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長か
ら報告を願ひします。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君)

おはようございます。

御指名がございましたので、議

案第四十二号福生市行政改革審議会案例につきまして委員会における審査の概要について御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、あたびの行革の問題に対しては自治省の通達に沿ったものではな
く、市独自のものであると聞いていたし、自分でもそのように思っていたが、六月十二日の
朝日新聞の多摩版に市行政改革審議会の案例案がその自治省の通達
に沿ったものであると書いてありました。この見解の差——朝日新聞が間違ってい
るのか、そうだとしたら記事の訂正をせよと思うが、どこでこのような食い違いが起
きたのかとの質問にしまして、理事者より、新聞記者との会見では、私の方では
同様の説明をし、それから記事を書いていただいたわけですが、受けとめ方が違つ
くような感じで書かれていたようです。ただ、私どもの方では基本的には市長が行革
をやっているんだという説明をしておきました。そのとき又席を立った記者、また途中

から来た記者というおりましたので再度の説明はいたしませんでしたので記者同士の話
し合ひの中でイメージ的に書いた記事もあるかもしれません。うん、関係で各新聞
の内容が違つてきたようです。

今度の国の要望は全国一律的であるが、これは当然、地方自治法がありますので
それらに束縛されない範囲内では同調してはかまなければならぬというところは申し上げ
ておりました。確かにニュアンス的にとらえ方の相違があります。今後は文章化す
るにつても各社の記事が変わらぬような説明をしていきたい。

記事の訂正の申し入れについては、それは指摘の点検討をさせていたいただきますとの答
弁がありました。

また委員より、今回の行革は自治省の通達に基づかない独自のものと説
明がありました。自治省の通達というのは昨年十二月二十九日の閣議決定に基
づいて地方公共団体はこうしろという具体的なものとして六月二十一日に出しているもの
で、恐らく、つづいた時期から考へてこの通達を見ながらつくったと思います。どう
して自治省の通達を無視してまで独自にやらなければならぬのかとの質問に
しまして、理事者より、十二月二十九日、閣議決定というんですが、その後、東

京都からこういう話がありました。その話も前々から市長が早い時期に行革の事務の見直し等を含めた中で行うべきだと言っており、また同じ時期に自治省の通達も来たということ。ただ自治省の通達とは全然違ふというふうにコリアンズ的にとらえられた向きもあります。独立でやるということとが基本であつて、市町村の場合、国が都道府県の指道すを受けて行政を進めていくわけであつて、自治省に定められる指道すの一定の協力はするつもりです。その答弁がありました。

なお委員より、通達にも定款そのものは自主的に作りなさいと書いてあります。自主的に作ることは問題ないわけ。それと自治省通達ではなく市独自でという言葉がつかひではないかということ。例えば行政大綱をつくらう都道府県知事に報告しなさいとか、あるいは、それは全部に表しなさいとか大綱でうたわれております。その辺、どう取り扱うのか、そういうものは無視してしまふのか、その辺が重要な問題だと思ふ。その質問に対して、理事者より、確かに御指摘のとおり自治省から通達も来つてゐるわけですが、自治省自体も、この説明についてこれに基づいて必ずやつてもらいたいということではあります。やはり地方

自治体の立場も考へて自治省ではこれに沿つてやつてもらいたいという程度の説明です。

私も、市長が選挙公約で行革をやろうということを進めております。また、また時を同じくして自治省からもこういう通達も来たということ。実際には、内部的の検討等は説明の前に打ち合はせてしております。

また大綱ができたときの報告をどうするかということですが、先日、どこまで進んでゐるかという事情聴取が東京都で行われました。そのときにはまだ全然やつておりませんので今後の見通しということをやっております。ただ自治省の方ではとく八月までに結論づけられ、大綱をつくらうということが必要のようですが、これは今からやつても間に合ひない、私どもの方、来年度の予算に間に合うように一部でもこの改革の結果が出るようにできればと思つております。

それから報告等はどうするかということですが、これは当然、できた時点では公表等をしていかなければならぬと思ひます。自治省の方ですが、今後どういう指導があるかわかりませんが、説明会があるか、このまま終わるのか。ただ、国はやはり自治大臣または都道府県知事が地方公共団体に對して適切な指道すというの取言、

かういふことができることになつておりますので、それらの報告を求められたとすれば、できた時点で報告をしなければならぬ、そのように考へておりますとの答弁がありました。
なお委員より、推進本部ができてこれからいろいろとつくつていくと思うので、これから検討課題となると思ひますが、自治省の通達の中にあるような項目についてはどう取り組んでいくのか。また組織機構についてもこの時期再検討を加へるべきだと考へられるが、この点はどうか。それから給与の適正化の問題、これも現実に取り組んでいますが、まだラスパイクス指数は二六と高いものになっていますが、これをどのように是正していくのか。期末勤勉手当の問題についても国家公務員よりかなり高いものになっていますが、これをどう取り組んでいくのか。それから地方議会の合理化の問題、これらについてどのような考へで取り組んでいくのかとの質問に對しまして、理事者より、福生市は福生市独自でやるということを考へております。特に福生は福生としての大きな問題があります。基地を抱えていることによつていろいろな問題が出ております。
よく言われるごみの問題とか、駅前問題とか、そういう特殊なものの組織の問題等にかかわつてくるわけですが、そういうことについて今の機構とか、今の

自治法とか、いろいろなことでできないことはないでしょうが、特殊な課とか市長直屬の指導下ににある三年か五年で片づくものか持とあるのではないか、そういうことを一つの問題点として案審議会へ提案をしていきたい。
一つの例ですが、前々からこういうことを考へていたわけで、先ほど質問のいろいろな問題を含めての中で新聞記者や警察官でいえば遊軍みたいなものをつくつてやういふ。普通の自治体の中の枠以外、うういふものがやっていけないのは非常に市の行政面ではプラスになると考へてゐるわけですが。
先ほど言ったように、かういふものもひとつこの際案審議会に提案をしてみたいというところで一つの例ですが、御理解を願ひたいと思ひますとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

何とが当委員会の報告であり御決定くださいますようお願いを申し上げておまして案審報告とさせていただきます。
○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終つた。これより委員長長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一條の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者、十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第四十二号 福生市行政改革審議会各不例について反対討論を行います。

自治省は、ことし一月二十二日、地方行革審議会報告と、昨年、閣議決定した六十年度行革大綱を受けて、地方公共団体における行政改革推進の方針の策定についての通達を出し、ことし八月までに各自治体が行革大綱を策定、報告するよう指示いたしました。

今回の議案は、この方針に沿ったものではなく、福生市独自のものであると説明されましたが、似たようなものになるのは間違いないと思われます。地方行革大綱重点七項目はすべて圧縮、削減を内容としているもので、それだけの地方

自治体のこれまでの歴史で、地域事情、住民ニーズに対応した行政水準の確保など、すべて否定するものであり、必然的に住民サービスの低下をもたらすものであります。

この問題での国会答弁書を見ますと、地方自治体が自主的な改革を推進するよう強調していますが、地方行革大綱の内容を見ますと、地方議会や住民の意思を無視して一律に地方自治体に押しつけていることはまさに地方自治体の分権自治の破壊をもたらすものであり、同時に六十年八月までに行革大綱を策定するよう一方的に地方自治体に押しつけることこそ、地方自治体の自主権の侵害であることは明らかです。

本不例は、自治省の通達に沿ったものではないと説明されていますが、住民サービスの低下をもたらして、地方自治体の自主性をそっくりしてしまう内容になることは間違いないもので、断じて容認できないのであります。

本不例、行政改革は住民サービスの向上を基本に、職場の労働者の意見と十分聞き、住民とも力を合わせて、むだのない効率的な民主的な行政ができることが真の行政改革であり、上から強制し財政主導主義で進めていくのは

間違ひであります意見を申し述べまして、私の反対討論といたします。

○議長(森田治男君)

次に賛成者、一番林田武君。

(一番 林田武君登壇)

○一番(林田武君)

議案第四十二号福生市行政改革審議会条例設置に賛成の立場から御意見を申し上げます。

昭和四十九年のオイルショック以来、日本経済は高度成長時代を終え安定成長へと大きく転換してまいりました。経済成長の鈍化とともにそれは各自治体にも大きな波となつてかぶさつてまいりました。当然、経済成長にあぐらをかいた行政は許されなくなつてまいりました。事務事業や組織機構の肥大化、職員給与、職員指数の膨張、会館、公共施設等の管理維持費の拡大、また高齢化社会、福祉行政への対応、うつて財政基盤の確立と福生市民が求めるべき二十一世紀に向かつて豊かで暮らしやすい生活を得るために福生市みずから行政改革を見直し、洗ひ直し、むだを省いていくことは市民の大きな声であります。絶対に必要であります。

三多摩の各自治体でもこの方向で対策を講じております。昨日は多摩市

においても行財政検討委員会設置が議会でも可決されました。福生市においても可決され、田村市長の諮問機関として行財政改革審議会が速やかに活動されることを望むものです。

以上をもう賛成討論といたします。(拍手)

○議長(森田治男君)

次に反対者、十二番遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君)

議案第四十二号福生市行政改革審議会条例設置に反対をする討論といたします。

五つぐらいの理由で反対を述べていきたいと思つてます。

一つ目は市長からの報告もありましたとおり、あるいは条例の提出時に行われましたけれども、これは自治省の通達つまり一月二十二日に行われました地方行革に関する通達に基づいてはいないというお話がずっとありました。しかしながら、現実には条例の中身を見ていきますとほとんど自治省のつくったひな形に非常に近いという形があります。また、さういふ方は自治省には沿っていないけれども、ひな形だけはまねたというところはなんでしょうけれども、自治省との関係からいえば新聞報道に基づきましてもま

員会である言ひわけはありましたけれども、全体としては自治省の通達に基づいた
ということは印多きはぬい得ません。なおかつ、その自治省の通達の中身からい
えば全体で項目から成っておりまして、どう考へてもこれまでの地方自治体へ
の自治省の干渉の仕方から考へまして、大変住民本位ではない行革を押し
つけてくることは間違いないというふうに想像にたたくはなれないと思ひます。二つ目の
理由は自治省との関係、自治省通達との関係が非常に不明朗であるとい
うことを指摘をしておきたいと思ひます。

その次に時期の問題です。時期の問題に關しても、これがあたかも自
治省の通達と非常にうすく重なつたかのごとき説明が部長からもなされました。
しかし、これは詭弁であります。自治省からの通達時期がこの時期でありま
すからこゝで行われたことじやないと思ひます。考へなければ昨年行わ
れました組織改正につきましては一体どのような説明が市長ができるかといふは、私
はできないことだらうと思ひます。組織改正のときにおきましては、これはベストで
あると市長は言ひ切りました。しかしながら、その古の根も乾かぬうちに次の改
正を考へていきます。一体これはどうしたことから。行政責任を問われてしめるべきこ

とではないかと思つております。

第四番目には時期の問題と時間の問題があります。時間からいへば
早急にと言つておりますけれども、とにかく、この案に出ます予算でもこれから
十回にわたりまして審議会を行おうという形になっております。審議といふのは
何の審議議会のものもとりますつもりですけれども、時間をかけやうり討論
をしながら中身を考へていくことが必要ではないかと思ひますけれども、一番目に申
し上げました自治省との関係からいつても自治省通達になるべく近い時期に出
したいということが明白であると思ひます。その意味の時期の問題からい
ましてこの審議会は適切ではないというふうに考へます。

それから五番目ですけれども、各例の中身の問題です。委員会ではそのよ
うな議論が少しありまして、報告はなされていませんでしたけれども、少数意見とど
のようによろえるかということがあります。六条の二項に諮問に關しましては多数
決の原理が採用されていきます。少なくとも諮問といふものはさだまらな考へ
方があった中でこのように考へる方、あるいは、このような考へ方。私は立場は反対
ですけれども、臨時教育審議会におきましては幾つもの審議会、部会の中か